

I シーボルト大使の演説と総理の要請

合衆国代表団の顧問としてサンフランシスコ会議に参加したシーボルト大使は、帰任後、9月28日日米協会で一場の演説を行つた。大使は、

「平和条約が日本を含め49国によつて署名されたことは、自由諸国の圧倒的多数の間に目標の合致がある証拠である。

ソヴィエト連邦・チェコスロヴァキア・ポーランド3国だけが署名を拒否したことは、ソヴィエト連邦が今なお平和を口にするだけで言葉を行為で実行することを拒否し続けている証拠である。

対日平和条約は、正義と和解の条約である。条約のこの性格は条約の規定よりか条約に書きこまれなかつたたくさんの規定から来るものである。従前の平和条約と比べれば、一見して、この条約が日本に最大の自由と完全な主権国の威厳を回復しようとしていることが解るであろう。

条約第3条は第2条と異なり南西諸島にたいする潜在主権を日本に留保し、かつ、合衆国が国際連合に提議するまで信託統治を延期している。最近日本の内外で第3条についてある種の動きがあるようだが、それは第3条の誤解に基づくものである。将来については、合衆国はこれら諸島の住民及び日本にたいしてこれらの人々の最善の利益並びに日米相互の平和と安全の利益のためになるよう行動するであろう^(註1)。

第3章安全の規定は、国連憲章第51条の簡潔なくり返しであり、第6条の規定は日本に完全な主権を認めている。日本の太平洋・極東隣国との平和関係に直接・間接影響するたくさんの問題がある。その一つ、複雑困難な漁業問題について第9条の規定がある。予見された協定の締結とその誠実な履行は全太平洋海域における対日疑惑と悪感情を除去するに役立つであろう。右協定の一つ、第14条(a)の賠償は論議・不安・誤解をまねきやすい問題である。この規定は被害諸国の正統な

要求にある程度対応するため条約に挿入されたものである。規定は複雑にみえるが、日本政府と国民がすみやかにこれら諸国と交渉を開始し、衡平な協定に到達することが肝要である。双方が合意に到達するためには、最高度のステーツマンシップが必要であり、オープン・マインドで相手方の立場を理解するよう努めなければならない。問題は複雑困難ではあるが、善意をもって自由卒直な論議を重ねることによって解決の途が発見できると信ずる。

第6条(b)はポツダム宣言第9条に該当し、ソヴィエト連邦に向けられたものである^(註2)。

朝鮮は日本と戦争関係になかったから条約に署名しなかった。しかし、戦後の貿易、海運、漁業その他通商取極について連合国と平等の立場におかれた。これは、平和と安定のため朝鮮と日本が隣邦としてこれらの事項を友好と善意の精神をもって解決することが肝要であるから必要でもあり、望ましくもあるのである。

サンフランシスコ会議でダレスは、条約修正の意見にたいし「この条約は、よりよくしようとすれば、より悪いものになりはじめざるをえないまでによい条約である。よりよい文句はあるかもしれないが、それを求めようとするとわれわれが手中におさめているものを失う危険がある。完璧を求めることがよきものを失うことになる時がある。今はまさにこれに当る」と応えている。そのとおりである。「よきもの」とは、もちろん、日本の主権回復を含む。主権回復は日本国民の正当の権利である。義務をともしない権利はない。主権の回復とともに日本国民は、より大きい責任を負わねばならない。いかに重くてもそれは独立・自由な国民の義務である。わたくしが平和会議からうけたつよい印象の一つは、世界の自由諸国が共通の目的のため結合した場合、かれらがいかにダイナミックな有効性を発揮するかである。サンフランシスコにおける自由諸国の目標が只一つにまとまっていた

ことは愉快で元気づけられるものであった。しかし、同時に、会議は、かような統一が偶然発生するものではなくて共通の理想と価値を基礎とする国家的・地域的見解や必要の不断の調和によつて創りださねばならないことを明らかにした。このサンフランシスコの教訓は一つの史的事実としてだけでなく、また将来にたいする指導原則としても肝に銘じておくべきである。

サンフランシスコでは、日米安全保障条約が署名された。この条約の締結事情は条約前文に明かである。国連憲章の認める集団安全保障取極締結権を行使して日本は自国防衛のため暫定措置として国内及び近辺に合衆国軍隊の駐屯を希望した。合衆国は日本が直接及び間接の侵略にたいし漸増的に責任をとるよう期待しつつその軍隊の駐屯に同意したのである。

安全保障条約は、簡潔な文言で書かれ理解しやすい。秘密協定はなにもない。第3条にいう行政協定はこれから両政府間で交渉される。安全保障条約を批難するものがある。しかし、この人達のいうことを聞けば、国内における破壊工作と外部からの攻撃にさらされた非武装の日本、すなわち、無責任な軍国主義の前におかれた力の空白地帯しかありえないこととなる。

この条約は太平洋でつくりあげられた集団安全保障体制の重要な一部をなすものである。その実施にあたって両国の前によこたわる困難な問題を軽視してはならない。いかなる国家もただ乗りで安全を獲得することはできない。集団安全保障体制の構成員はそれぞれ応分の寄与をしなければならない。したがって日本が自由国家として生きながらえ自由世界のなかで正当な地位を占めようと思うならば、日本は当然自国の安全の保持にともなう負担をひきうける心構えでいなければならない。

上来、政治的、経済的あるいは軍事的な困難な問題について申し上

げたが、幸い、これらの問題は克服できないようなものではない。善意と誠意にみちみちた相互の協力と援助と理解をもつてすればどの問題も解決できるはずである。

重大なる決意をなすべき秋は近づきつつある。日本人は、目標の統一を有し、自由世界の自由・独立・自立の一員となり、そして増大しつつある自由勢力に一つの力をくわえてくれるにちがいないと思う。われわれは、これから太平洋地域において二つの独立自由国家がそのエネルギーを平和と安全のために分ちあう実験を見守る空前の機会をもとうとしている。アメリカ人は、日本人から学ぶところがあらねばならないし、日本人はアメリカ人から学ぶところがあらねばならない。時期はあまりに重大であり、悪の力はあまりに大であつて相互信頼を疑ったり、相互信頼を欠いたりすることは許されない。世界平和のために前進すべきである」と訴えた。

(注1) 1969年11月21日のニクソン・佐藤共同声明のとおり1972年に沖縄の本土復帰が実現するとすれば、信託統治は21年間延期されたことになる。

当時、外交局の友人達は「信託統治にはしないで第3条後段の三権行使でいくことになるだろう」と話していた。そんな話は、しかし、国会などで言及することはいつさい差しひかえていた。

(注2) 大使が第6条(b)はソ連邦を目指すものといった点について

「在外同胞帰還促進全国協議会」はソ連以外たとえば中共地区に残留する同胞はどうなるかを問題とし10月1日付外務省に照会越した。吉岡(俊夫)引揚課長が、10月11日口頭で外交局に回答ぶりにつき意見を求めたにたいし、外交局のスピックス書記官は10月13日付井口次官宛私信で大使の意図は「第6条(b)は主としてソ連邦を目指す」という意味で未帰還邦人をかかえているその他の政府または政権ももちろんふくまれると釈明してきた。

これは、おそらく当時合衆国政府が日本国民に呼びかけたかつたことを代弁したものであろう。

これにたいし、日本国民はなにをを考えていたであろうか。国会や世論のなかには確かに平和条約のある種の条項にたいし、また、とくに安全保障条約にたいして批難の声をたてるものがあつたとはいえ、日本人全体としては平和条約の署名、やがてくるであろう条約発効にともなう独立自由の回復にたいし絶大な希望をいだき期待に胸をはずませていたといつてよいであろう。政府・為政家としてはこの一般国民の期待を裏切るようなことがあつてはならない。ここにおいて吉田茂総理は、10月7日シーボルト大使に一書簡を送り、

「平和条約と安全保障条約の署名は日本国民の大きなよろこびである。これらの条約は、やがて所定の条件にしたがつて実施されるであろう。この実施に対し、日本国民は、理由のあるなしにかかわらず、物心両面において大きな期待をかけている。条約が実施されると日本の占領は終了し、米国軍は日米条約にもとづいて日本の防衛のために駐在することになる。そこに日本人の周囲において目にみえ誰でも感知しうる変化がおこるものと思つている。日本人にあまねく存在するこの期待を両国政府と両国首脳者は無視してはならない。巷の日本人のいづく期待を、事情の許すかぎり、最大限に満足させることが結局、永い世代にわたる日米友好協力関係の基礎を固めることになり、とくに安全保障条約の目的を達成するための必須条件といえる」といって、当然米国政府においても真剣に考えておられるとは思ふけれども「自身日本人として巷の日本人の感情を識りうる立場にある日本政府」の考えでは駐屯軍本部の大都市外への移転とか横浜・神戸等の貿易港における接收施設の解除や教育用建造物の接收解除や病院・ホテルの接收解除や私人住宅の接收解除や占領軍の行使した広範な裁判権

・警察権の終了などを実施されたいと思う。この旨本国政府に勧奨ありたい、と申し入れられた。

1951年10月7日総理のシーボルト大使宛書簡は付録1に、1951年10月13日付井口次官宛スピックス書記官書簡は付録2に収めてある。

II 平和条約および安全保障条約の 国会審議に関連する日米間の往 復

第 1 平和条約の解釈に関する合衆国 側との往復

サンフランシスコ会議後における平和条約に対する関係者の関心事は、勿論、条約の国会審議であつた。しかし国会関係事項はこの調書の範囲外においてあるので、国会審議ないし批准・批准書寄託・発効に関する経緯はいつさい記述しないことにする。ただ、ここでは、交渉末期に条約の解釈について彼我の間に見解の調整を行つた－VI巻参照－ように条約の国会審議に備えて作業をすすめる過程においても彼我の間に意見の調整が行われたのでそれらについて説明する。

1. 9月28日付わが方の照会－平和条約第16条及び第17条(b)関係

わが方のノートは28日午後藤崎から外交局フィン書記官に手交された。照会の内容は：

(1) 第16条

「連合国のいずれかと戦争していた国」とはどの国か。シャム、イタリアが含まれるか。

この項の質問はその後、10月2日付ノートで

「シャムとイタリアは第16条に規定される国にはいるか。然りとすれば、両国は“連合国のいずれかと戦争していた国”であると認むべきであるか」という文言に取りかえられた(註)。

(2) 第17条(b)

民事々件だけに關するの。刑事々件も含まれるの。

(註) 10月2日付ノートをフィン書記官に届けた際、フィン書記官は藤崎に対し(イ)造船法改正問題について質問し、また、行政協定問題に